

平成30年度 営繕工事安全管理等研修会(静岡県)

「労働災害の発生状況と防止対策」

平成30年9月6日(木)

静岡労働局 労働基準部 健康安全課

説明内容

1. 静岡県内の労働災害発生状況 平成29年確定値について
2. 静岡県内の労働災害発生状況 平成30年7月31日現在について
3. 足場からの墜落・転落災害防止対策について
 - (1) 「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」(より安全な措置)
 - (2) 足場の組立て等作業主任者の選任及び職務の徹底
 - (3) 本足場(二側足場)の設置(十分な敷地を確保できる場合)
 - (4) 「手すり先行工法」の積極的な採用
4. はしごや脚立からの墜落・転落災害防止対策について
5. 墜落制止用器具(安全帯)にかかる規則改正について
6. 建設現場における火災による労働災害防止について
7. 熱中症予防対策について

1. 静岡県内の労働災害発生状況 平成29年確定値について

労働災害発生状況 (平成29年) 確定値

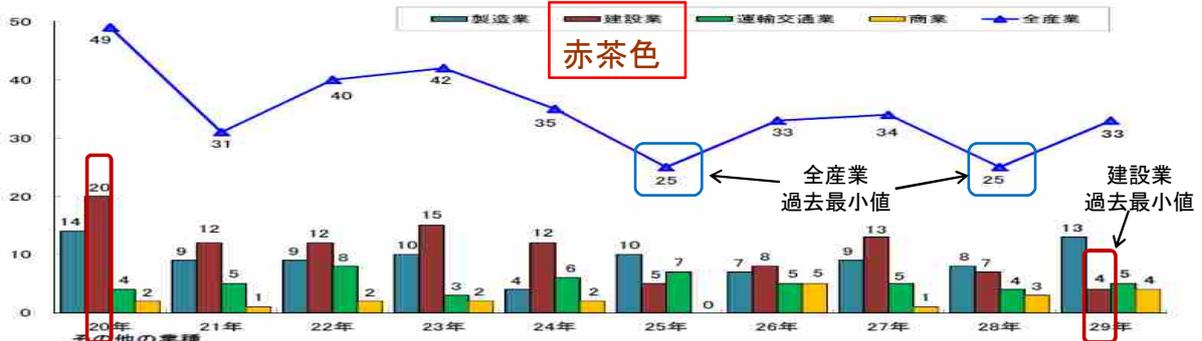
静岡労働局

1 死亡災害

(1) 年別推移

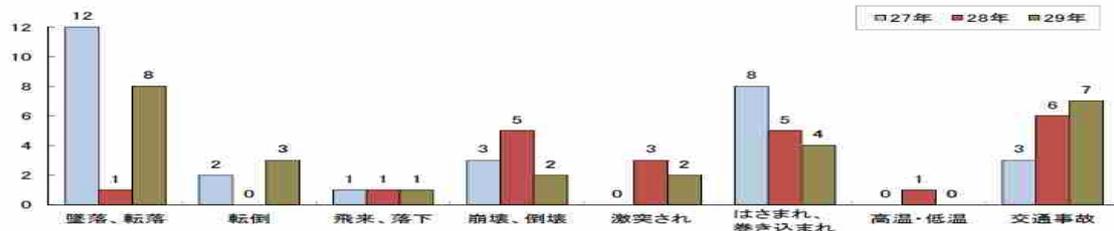
全産業における死亡者数は33人で、前年に比べ、8人(32.0%)の増加。

- ・ 製造業における死亡者数は13人で、前年に比べ、5人(62.5%)の増加。
- ・ 建設業における死亡者数は4人で、前年に比べ、3人(42.9%)の減少。
- ・ 運輸交通業における死亡者数は5人で、前年に比べ、1人(25.0%)の増加。
- ・ 商業における死亡者数は4人で、前年に比べ、1人(33.3%)の増加。



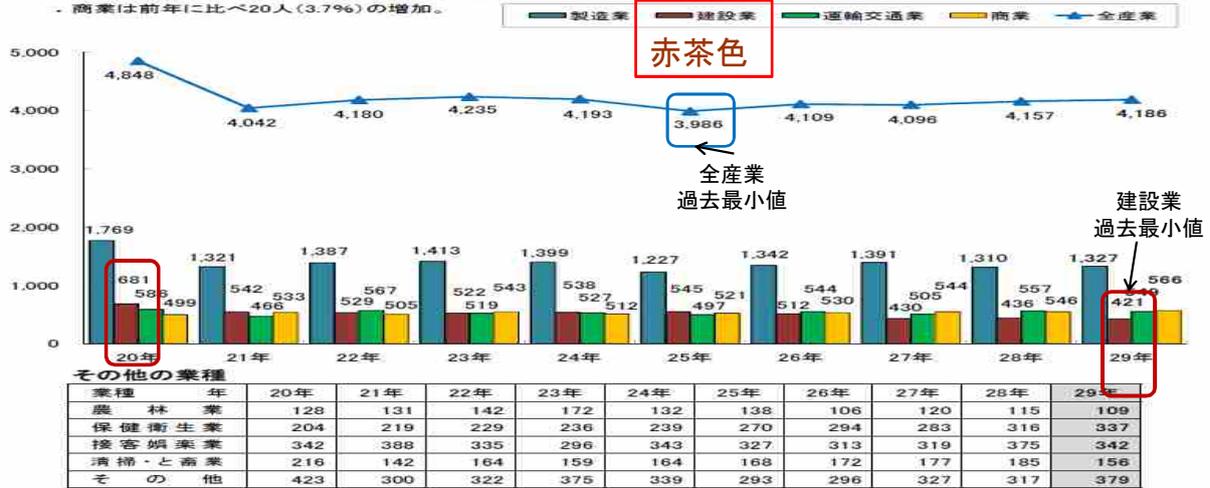
業種	年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
農林業											
保健衛生業		2		4	6	1	1	2	1		2
接客娯楽業		1	1			1			1	2	1
清掃・畜産業		3		3			1	3	2		
その他		3	3	2	6	7	1	3	2	1	4

(2) 事故の型別死亡災害発生状況

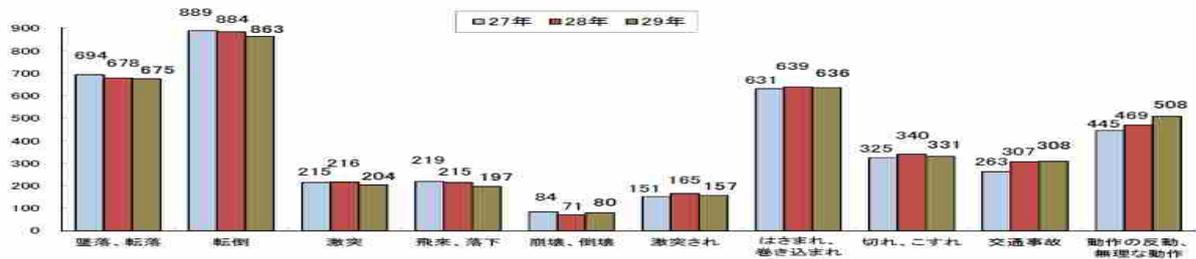


2 死傷災害
(1) 年別推移

全産業における労働者死傷病報告による休業4日以上死傷者数は、4,186人で、前年に比べ、29人(0.7%)の増加。
 - 製造業は前年に比べ17人(1.3%)の増加。
 - 建設業は前年に比べ15人(3.4%)の減少。
 - 運輸交通業は前年に比べ8人(1.4%)の減少。
 - 商業は前年に比べ20人(3.7%)の増加。



(2) 事故の型別発生状況



平成29年 建設業死亡災害発生状況

平成30年3月31日現在 (確定値)

1. 月別発生状況

月	建設業			全産業			建設業が全産業に占める割合
	29年 人数	28年 人数	増減	29年 人数	28年 人数	増減	
1	1	1		1	1		
2	1	2		3	4	-1	
3	2	4		2	6	-4	
4	1	4		2	8	-6	
5	1	5		3	11	-8	
6	1	5	-4	3	14	-11	7.1
7	1	5	-4	2	16	-14	6.3
8	1	5	-4	3	19	-16	5.3
9	2	6	-4	4	23	-19	13.0
10	1	6	-5	3	26	-23	15.4
11	4	7	-3	2	28	-26	14.3
12	4	7	-3	5	33	-28	12.1

* 建設業・全産業の28年の件数・累計は、各月末日の件数
 * 増減は、右上の現在の日における前年との差を表示している

2. 事故の型・起因物別発生状況

型	人数	比率
転墜	3	75.0
転倒	1	25.0
巻き込まれ	1	25.0
倒壊	1	25.0
感電	1	25.0
交通事故	1	25.0
落下	1	25.0
衝突	1	25.0
破裂	1	25.0
その他	1	25.0
計	4	100.0

3. 工事の種類別発生状況

工事の種類	人数	比率
鉄骨・鉄骨コンクリート造建築工事	1	25.0
木造建築工事	2	50.0
その他の建築工事	1	25.0
計	4	100.0

4. 発注者別・工事の種類別発生状況

区分	工事の種類	人数	比率
国	土木工事		
	建築工事		
	その他の工事		
県	土木工事		
	建築工事		
	その他の工事		
市町	土木工事		
	建築工事	4	100.0
	その他の工事		
独立行政法人、特異会社等	土木工事		
	建築工事		
	その他の工事		
民間	建築工事	4	100.0
計		4	100.0

* 「その他」は、発注とは関係しない業務における災害

5. 現場規模による区分

規模	人数	比率
1~9	3	75.0
10~19	1	25.0
20~29		
30~39		
40~49		
50~		
計	4	100.0

* 「4」の表の「その他」は、計上していない

6. 年齢別による区分

年齢	人数	比率
20歳未満		
20~29	1	25.0
30~39		
40~49		
50歳未満計	1	25.0
50~59	1	25.0
60歳以上	2	50.0
計	4	100.0

7. 署別発生状況

	三島	沼津	富士	静岡	島田	磐田	浜松	計
当年	1		2				1	4
前年	1	2	1				1	7
増減		-2	1				-1	-3
昨年間	1	2	1				1	7

* 「前年」は「当年」と同時期、「昨年間」は前年1年間の状況

死亡災害発生状況

静岡労働局 健康安全課

平成29年発生分

No	管轄	発生月 発生時間	業種 規模	事故の型 起因物	発生状況
1	富士	6月 5時～6時	建築工事業 10人未満	おぼれ 開口部	既設建屋の外壁塗装作業に従事していた下請業者の被災者が、建屋1Fピロティの開口部より、深さ約3.7mの地下ピットに(水深約2.7m)に墜落し、溺死した。被災者は当日の作業を終え、同僚の労働者と帰り支度を行っており、忘れ物を取りに行くため現場に戻る様子を同僚の労働者が目撃しているが、災害発生時の状況を目撃した者はおらず、ピットへ墜落した状況は不明である。
		9月 14時～15時	建築工事業 10人未満	墜落、転落 屋根・はり・もや・けた・合掌	木造家屋の新築工事において、被災者は高さ約2.7mの2階床部分で作業していたが、約90cm離れた場所にあった高さ約2mの脚立天板に乗り移ろうとして墜落した。
3	浜松	9月 10時～11時	建築工事業 10人未満	墜落、転落 足場	2階建て木造家屋の新築工事において、先行足場組み立て中に、飛散防止用のメッシュシートを張っていたところ、足場3層目(高さ:4m30cm)又は手すり上から墜落し、約2週間後に死亡した。
		10月 17時～18時	建築工事業 10～29人	墜落、転落 屋根・はり・もや・けた・合掌	S造1階建て牛舎新築工事において、被災者は屋根材を梁の上に仮置きしようとした。設置済みの屋根材の端に足をかけたところ、折れ曲がり、墜落防止用の網のすき間から約6.5m下の地面に墜落した。梁等組み立てのため親綱が設置されていたが、屋根材設置にあたり、全て外されていた。被災者は安全帯を装着していたが、使用していなかった。

2. 静岡県内の労働災害発生状況 平成30年7月31日現在について

労働災害発生状況

(平成30年)

【平成30年7月31日現在】

静岡労働局

1 死亡災害

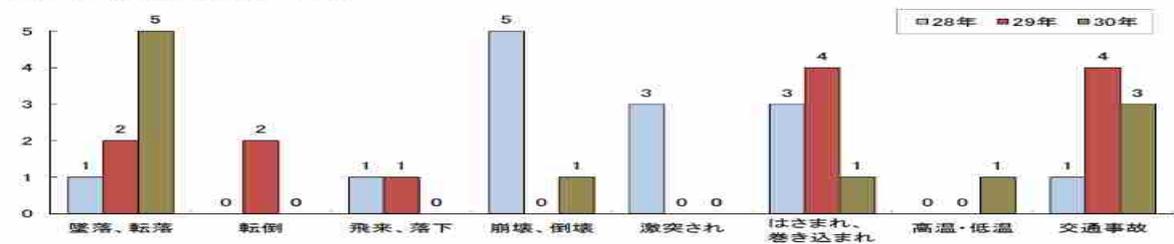
(1) 年別推移

全産業における死亡者数は16人で、昨年と同数。

- 製造業における死亡者数は3人で、前年に比べ、5人(62.5%)の減少。
- 建設業における死亡者数は5人で、前年に比べ、4人(400%)の増加。
- 運輸交通業における死亡者数は2人で、昨年と同数。
- 商業における死亡者数は3人で、昨年と同数。



(2) 事故の型別死亡災害発生状況

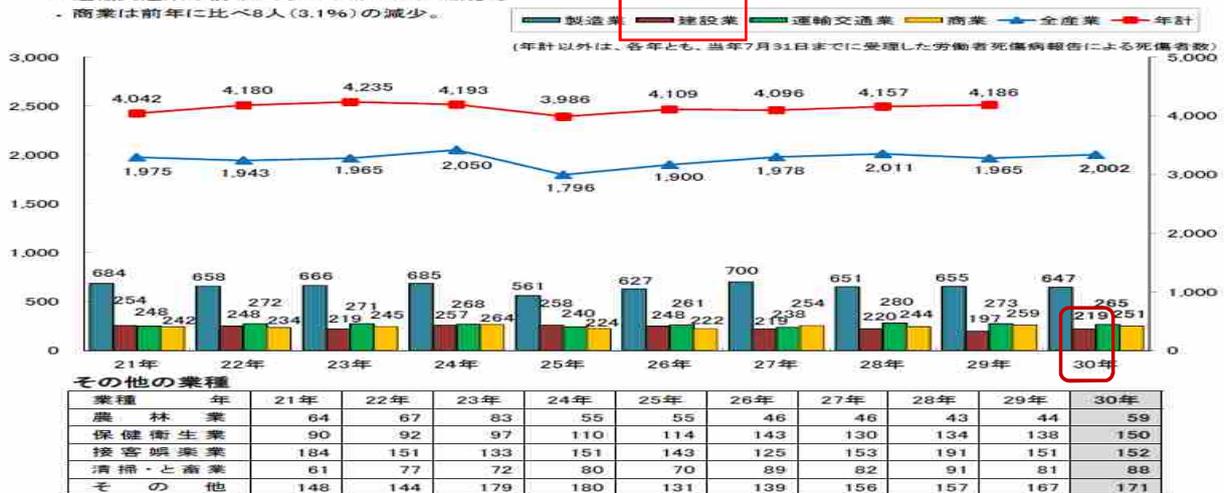


2 死傷災害

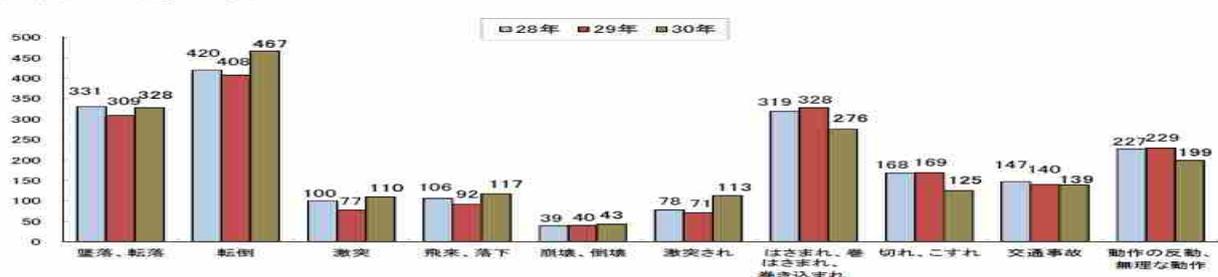
(1) 年別推移

平成30年7月31日までに受理した労働者死傷病報告による休業4日以上死傷者数は、2002人で、前年同時期に比べ、37人(1.9%)の増加。

- 製造業は前年に比べ8人(1.2%)の減少。
- 建設業は前年に比べ22人(11.2%)の増加。
- 運輸交通業は前年に比べ8人(2.9%)の減少。
- 商業は前年に比べ8人(3.1%)の減少。



(2) 事故の型別発生状況



平成30年 建設業死亡災害発生状況

平成30年7月31日現在 (暫定値)

1. 月別発生状況

月	建設業		全産業		建設業が全産業に占める割合	
	30年 人数	29年 累計	30年 人数	29年 累計		
1			1	1		
2			5	6		
3	1	1	3	9	11.1	
4	1	2	2	11	18.2	
5		2		11	18.2	
6	1	3	1	14	21.4	
7	2	5	1	16	31.3	
8				3	19	
9		2	3	4	23	
10		1	4		3	26
11			4		2	28
12			4		5	33

* 建設業・全産業の29年の件数・累計は、各月末日の件数
* 増減は、右上の現在の日における前年との差を表示している

2. 事故の型・起因物別発生状況

型	転墜	転	巻き込まれ	倒崩	感電	交通事故	落飛	衝突	破砕	その他	計	比率
起因物	3									1	4	80.0
収拾物												
動力源												
建設用機械等												
乗物												
ガス等有害物質												
用具												
電気設備												
クレーン												
地盤												
荷												
その他										1	1	20.0
計	3									2	5	100.0
比率	60.0									40.0	100.0	

3. 工事の種類別発生状況

工事の種類	人数	比率
鉄筋・鉄骨コンクリート造建築工事	2	40.0
木造建築工事	1	20.0
その他の建築工事	1	20.0
小計	3	60.0
上下水道工事		
道路建設工事		
その他の土木工事	1	20.0
小計	1	20.0
その他の建設工事	1	20.0
合計	5	100.0

4. 発注者別・工事の種類別発生状況

区分	工事の種類	人数	比率	
発注者	国	土木工事		
		建築工事		
		その他の工事		
	県	土木工事		
		建築工事		
		その他の工事		
	市町	土木工事		
		建築工事		
		その他の工事		
	独立行政法人、準独立法人	土木工事		
建築工事				
その他の工事				
民間	建築工事	3	40.0	
	その他の工事	1	20.0	
その他		1	20.0	
計		5	100.0	

*「その他」は、発注とは関係しない業務における災害

5. 現場規模による区分

規模	人数	比率
1～9	4	100.0
10～19		
20～29		
30～39		
40～49		
50～		
計	4	100.0

*「4」の表の「その他」は、計上していない

6. 年齢別による区分

年齢	人数	比率
20歳未満		
20～29	1	20.0
30～39	1	20.0
40～49		
50歳未満計	2	40.0
50～59	1	20.0
60歳以上	2	40.0
50歳以上計	3	60.0
計	5	100.0

7. 署別発生状況

	三島	沼津	富士	静岡	島田	磐田	浜松	計
当年	1		1		1	1	1	5
前年			1					1
増減	1				1	1	1	4
昨年同	1		2				1	4

*「前年」は「当年」と同時期、「昨年同」は前年3年間の状況

死亡災害発生状況(平成30年7月31日現在把握分)

静岡労働局 健康安全課

平成30年発生分					発生状況
No	管轄	発生月 発生時間	業種 規模	事故の型 起因物	
1	三島	3月	土木工事業	墜落、転落	自社倉庫のFRP製の波板屋根の修理作業を行っていた被災者が、高さ5.57mの屋根の波板を踏抜いて墜落し死亡したもの。被災者は保護帽、安全帯を着用しておらず、また、屋根に防網等も設けられていなかった。
		14時～15時	10人未満	屋根・はりもやけた・合掌	
2	磐田	4月	建築工事業	墜落、転落	倉庫解体工事におけるスレート屋根撤去作業中に、屋根上で作業していた被災者が木毛板を踏抜き約8m下の地面に墜落し死亡したもの。なお、屋根に安全帯の取付け設備、防網、歩み板等は設置されていなかった。
		8時～9時	10～29人	屋根・はりもやけた・合掌	
3	富士	6月	その他の建設業	おぼれ	被災者は、刈払機を使用し、水力発電所へ水を供給する設備(導水路)の護岸に生えた草を刈る作業に従事していた。傾斜42度の護岸上部の縁にある幅70cmの平らな箇所と幅10cmの傾斜の緩い箇所を足場として被災者が草刈作業をしていた際、被災者は足を滑らせ導水路に転落した。転落時、被災者は自ら遊泳したものと思われるが、約100メートル下流で救出された際には意識がなく、病院に搬送されたが死亡したもの。
		13時～14時	10～29人	建築物・構築物	
4	島田	7月	建築工事業	(熱中症)	木造住宅の解体現場で、被災者は木くず等をトラック荷台上に積み込む作業を行っていた。14時30分ごろ休憩していたところ気分が悪くなり、そのまま木陰で休憩していたが、体調が回復しないため仕事を切り上げ、15時ごろ同僚が運転するトラックに乗って帰社する途中で嘔吐、痙攣したため、救急車で病院へ搬送したが、2日後、搬送先の病院で死亡した。
		14時～15時	10～29人	高温・低温環境	
5	浜松	7月	建築工事業	墜落、転落	1階のエレベーターピットの近くで作業をしていた作業員が、人が落ちたような音を開き確認したところ、被災者が倒れているのを見つけた。被災者は約14mの高さからエレベーターピットに墜落した。
		15時～16時	10人未満	建築物・構築物	

3. 足場からの墜落・転落災害防止対策について

**(1) 「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」
(より安全な措置)**

(2) 足場の組立て等作業主任者の選任及び職務の徹底

(3) 本足場(二側足場)の設置(十分な敷地を確保できる場合)

(4) 「手すり先行工法」の積極的な採用

**3. (1) 「足場からの墜落・転落災害防止総合
対策推進要綱」
(より安全な措置)**

足場からの墜落防止のための より一層の取組みのお願い

足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱を改正

厚生労働省では、足場からの墜落・転落災害の一層の防止のため、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（平成24年2月9日付け基安発0209第2号）を平成27年5月20日付け基安発0520第1号で改正しました。

ここでは、**安衛則に定められている法定の墜落防止措置以外の実施していただきたい事項**をまとめています。

① 足場の組立図を作成しましょう

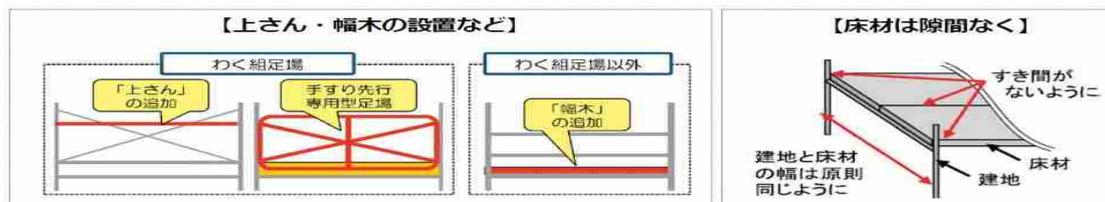
足場の組立図を作成し、手すりなどの足場用墜落防止設備の設置や足場の点検を確実に行いましょう。（高さ10m以上で足場の組立から解体までの期間が60日以上で設置届の対象となる足場以外についても組立図を作成しましょう。）

② 足場の組立て等作業主任者の能力向上を図りましょう

労働安全衛生法第19条の2に基づき、定期的に「足場の組立て等作業主任者能力向上教育」を受講させるよう努めましょう。

③ 上さん・幅木の設置など「より安全な措置」をとりましょう

下図にあるような「より安全な措置」をとりましょう。



(1) 特に足場の建地の中心間の幅が60cm以上の場合、足場の後踏側（躯体側と反対側）には、荷揚げなどの作業に支障がある箇所を除いて、次の措置をとりましょう。

① わく組足場では、下さんの代わりに、高さ15 cm以上の幅木※を設置
※ なるべく背の高い幅木にしましょう。

② わく組足場以外の足場では、手すりや中さんに加えて幅木などを設置

(2) わく組足場について、特に足場の後踏側には、荷揚げなどの作業に支障がある箇所を除いて、上さんを設置しましょう。

④ 足場の点検は、十分な知識・経験を有する方で、組立てなどの作業の当事者以外の方が行いましょう

事業者や注文者が行う足場の組立て、一部解体または一部変更の後の点検は、

(1) 足場の組立て等作業主任者で、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している方、労働安全コンサルタント（試験の区分が土木または建築である方）など労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出についての「計画作成参画者」に必要な資格がある方、全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた方など、十分な知識・経験がある方によって、チェックリストに基づき点検を行いましょう。

(2) 足場の組立てなどの作業に直接従事した以外の方が行うことで、客観的で的確なものとしましょう。

⑤ 足場で作業を行う労働者などの安全衛生意識の高揚を図りましょう

足場上での作業手順の徹底や、足場の点検による墜落防止設備の不備をなくし、不安全行動を生じさせないような安全意識の高揚を図りましょう。

足場改正安全衛生規則の概要及び「より安全な措置」

1. 墜落の防止措置

<p>平成21年6月改正前の墜落防止措置</p> <p>単管足場の例</p> <p>高さ75cm以上の手すり</p>	<p>① 平成21年6月改正後の墜落防止措置</p> <p>高さ85cm以上にUP</p> <p>高さ35~50cmの位置に中さん</p>	<p>②実施することが望ましい「より安全な措置」</p> <p>「幅木」の追加</p>
<p>わく組足場の例</p> <p>交さ筋かい</p>	<p>高さ15~40cmの位置に下さん</p>	<p>「上さん」の追加</p>
<h2>2. 飛来落下の防止措置</h2> <p>足場における明示規定なし</p>	<p>高さ10cm以上の幅木</p>	<p>メッシュシート</p>
<h2>3. 事業者による足場の点検</h2> <ul style="list-style-type: none"> つり足場を除き作業開始前の点検義務なし 悪天候、地震又は足場の組立て等の後の点検義務 	<ul style="list-style-type: none"> 作業開始前の点検を義務化 悪天候、地震又は足場の組立て等の後の点検結果の記録・保存を義務化 	<ul style="list-style-type: none"> 足場の組立て等の後の点検は、一定の知識・経験を有する者が実施

H27年7月1日施行 足場改正労働安全衛生規則の概要(参考) 適用早見表

条文	第565条	第564条	第563条	第36条、第39条
	足場組立て等作業主任者	足場組立て等の作業	足場作業床に係る墜落防止措置	足場の組立て、解体または変更の作業の業務に従事する者に対する特別教育
改正の有無・概要	改正なし	幅40cm以上(幅20cm以上から変更)の作業床の設置等の改正あり	床材と建地の隙間を12cm未満とする等の改正あり	特別教育の新設
5m以上	○つり足場 ○張り出し足場、 ○高さ5m以上の構造の足場	○つり足場 ○張り出し足場、 ○高さ2m以上の構造の足場 (5m以上から変更)	○足場(一側足場除く)における高さ2m以上の作業場所に設ける作業床(高さ2m以上に変更なし)	○高さに関係なく全ての足場(脚立足場、ローリングタワー含む) (地上または堅固な床土での補助作業除く)
2m以上5m未満	/	/	/	/
2m未満				
猶予措置	/	なし	なし	○新規従事者は猶予なし(計6時間) ○H27.7.1現在上記業務に就いている方は、H29.6.30までの間に、新規従事者に対する特別教育よりも短縮した時間数(計3時間)による特別教育が必要
				H27.7.1から適用

3. (2) 足場の組立て等作業主任者の選任及び職務の徹底

足場の組立て等作業主任者の選任及び職務の徹底①

☆ 「足場の組立て等作業主任者」等の選任・職務について

・つり足場、張出し足場、高さ5m以上の足場の組立て等の作業に当たっては、必要な資格を有する者の中から「作業主任者」を選任し、職務を適切に行わせてください。

また、高さ5mに満たない足場の組立て等の作業に当たっても「作業指揮者」を指名し、「作業主任者」の職務に準じた事項を行わせてください。

・新しい技術や様々な機材に対応できるよう、「作業主任者」には定期的に「足場の組立て等作業主任者能力向上教育」を受講させるよう努めてください。

「足場の組立て等作業主任者」の職務の徹底

安全帯を着用していたにもかかわらず使用していなかったために墜落

安全帯の使用状況の監視を！

特に徹底が必要

安全帯の破断により墜落を食い止められなかった

安全帯の機能の点検を！



安全帯の点検

足場の組立て等作業主任者の選任及び職務の徹底②

足場の組立て等の作業段階で元方事業者・足場の設置業者が
特に留意すべきこと。

☆墜落制止用器具(安全帯)の使用について

・墜落制止用器具(安全帯)を使用する場合には、適切な墜落制止用器具(安全帯)取付設備を設置してください。

・足場の最上層で組立て作業を行う際には、あらかじめ墜落制止用器具(安全帯)取付設備を設置 してください。

墜落制止用器具
(安全帯)を使用し
ていたが掛け替え
時に墜落

足場の組立て等作業時は
「墜落制止用器具(安全帯)の二丁
掛け」を基本に！

墜落時の衝撃緩和のため、
「フルハーネス型墜落制止用器具
(安全帯)」の採用を！



フルハーネス型墜落制止用
器具(安全帯)

3. (3) 本足場(二側足場)を設置

(十分な敷地がある場合)

十分な敷地がある場合においては、本足場(二側足場)における作業床の幅は40cm以上とすること。

関係条文: 労働安全衛生規則第563条第1項第2号のイ

第563条第1項

事業者は足場(一側足場を除く)における高さ2m以上の作業場所には、次の定めによるところにより、作業床を設けなければならない。

第563条第1項第2号

つり足場の場合を除き、幅、床材間の隙間及び床材と建地との間隔は、次に定めるところによること。

イ 幅は、40cm以上とすること。

ロ 床材間の隙間は、3cm以下とすること。

ハ 床材と建地との間隔は、12cm未満とすること。

3.(4) 手すり先行工法の積極的な採用

手すり先行工法等に関するガイドライン

手すり先行工法とは、

足場の組立時に作業床に乗る前に当該作業床の端となる個所に適切な手すりを先行して設置し、かつ、解体時にも作業床を取外すまで必ず手すりが残置されている工法

建設業における死亡災害

- 約4割が「墜落」による災害
- 「墜落」のうち約2割が足場から

足場上での作業時、足場の組立て・解体時に、手すり等が不完全な状態からの「墜落」

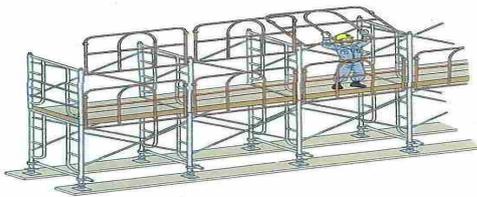
足場からの墜落災害を防止し、併せて、快適な職場環境を形成するために…

「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省)

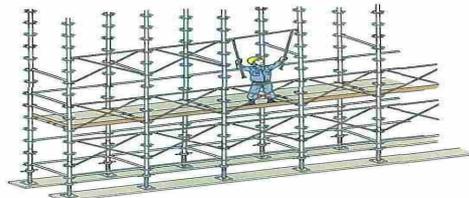
- 手すり先行工法による足場の組立て等の作業を行う。
- 働きやすい安心感のある足場を使用する。

手すり先行工法の種類

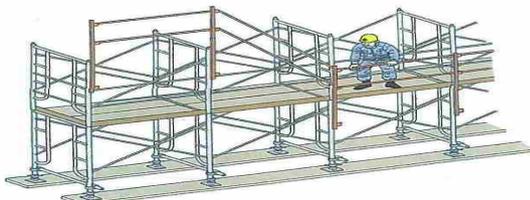
※わく組足場及びくさび緊結式足場の手すり先行工法足場の一例です。なお、本リーフレットにある手順例等は、建物側は墜落による危険がない場合の例です。



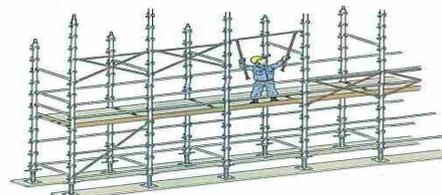
わく組足場の手すり据置き方式



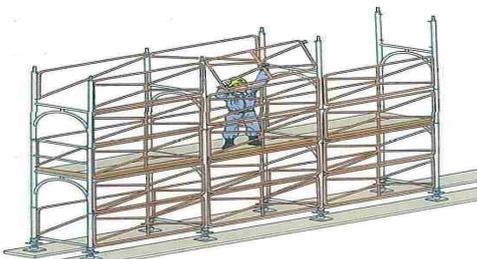
くさび緊結式足場の手すり据置き方式



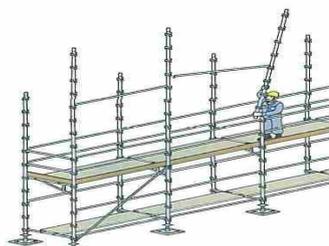
わく組足場の手すり先送り方式



くさび緊結式足場の手すり先送り方式



わく組足場の手すり先行専用足場方式



支柱にあらかじめ
先行手すりを取り付ける方式
(※木造家屋等低層住宅建築工事専用)

手すり先行工法の種類と特徴

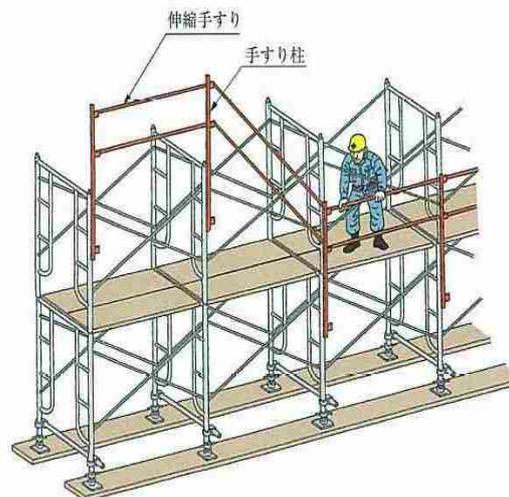
手すり先行工法には、「手すり先送り方式」、「手すり据置き方式」、「手すり先行専用足場方式」の3方式があります。

● 手すり先送り方式

足場の最上層に作業床を取り付ける前に、最上層より一層下の作業床上から、建わくの脚柱等に沿って上下スライド等が可能な先送り手すり機材を当該作業床の端となる箇所^①に先行して設置する方式で、かつ、最上層の作業床を取り外すときは、当該作業床の端の先送り手すり機材を残置して行う方式です。

先送り手すり機材は、一般に足場の最上層のみに設置されます。

くさび緊結式足場用の先送り手すり機材もあります。^(注)



手すり先送り方式の例

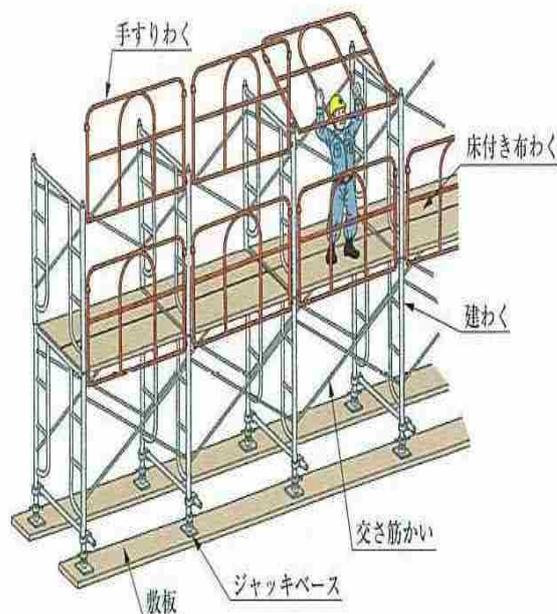
手すり先行工法の種類と特徴

● 手すり据置き方式

足場の最上層に作業床を取り付ける前に、最上層より一層下の作業床上から、据置手すり機材を当該作業床の端となる箇所^①に先行して設置する方式で、かつ、最上層の作業床を取り外すときは、当該作業床の端の据置手すり機材を残置して行う方式です。

据置手すり機材は据置型で、一般に足場の全層の片側構面に設置します。

くさび緊結式足場用の据置手すり機材もあります。^(注)



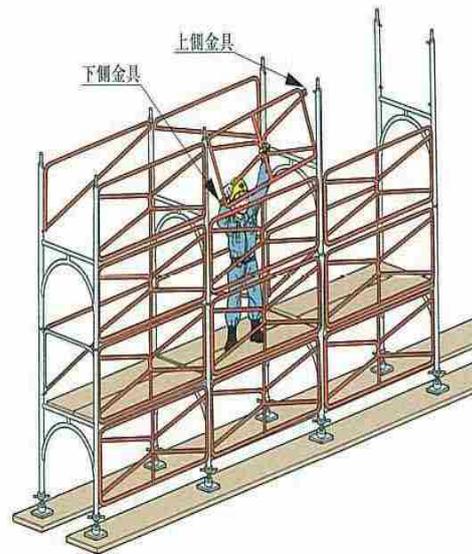
手すり据置き方式の例

手すり先行工法の種類と特徴

● 手すり先行専用足場方式

足場の最上層に作業床を取り付ける前に、当該作業床の端となる箇所、最上層より一層下の作業床上から手すりの機能を有する部材を設置することができ、かつ、最上層の作業床を取り外すときは、当該作業床の端に、手すりの機能を有する部材を残置して行うことができる手すり先行専用のシステム足場による方式です。

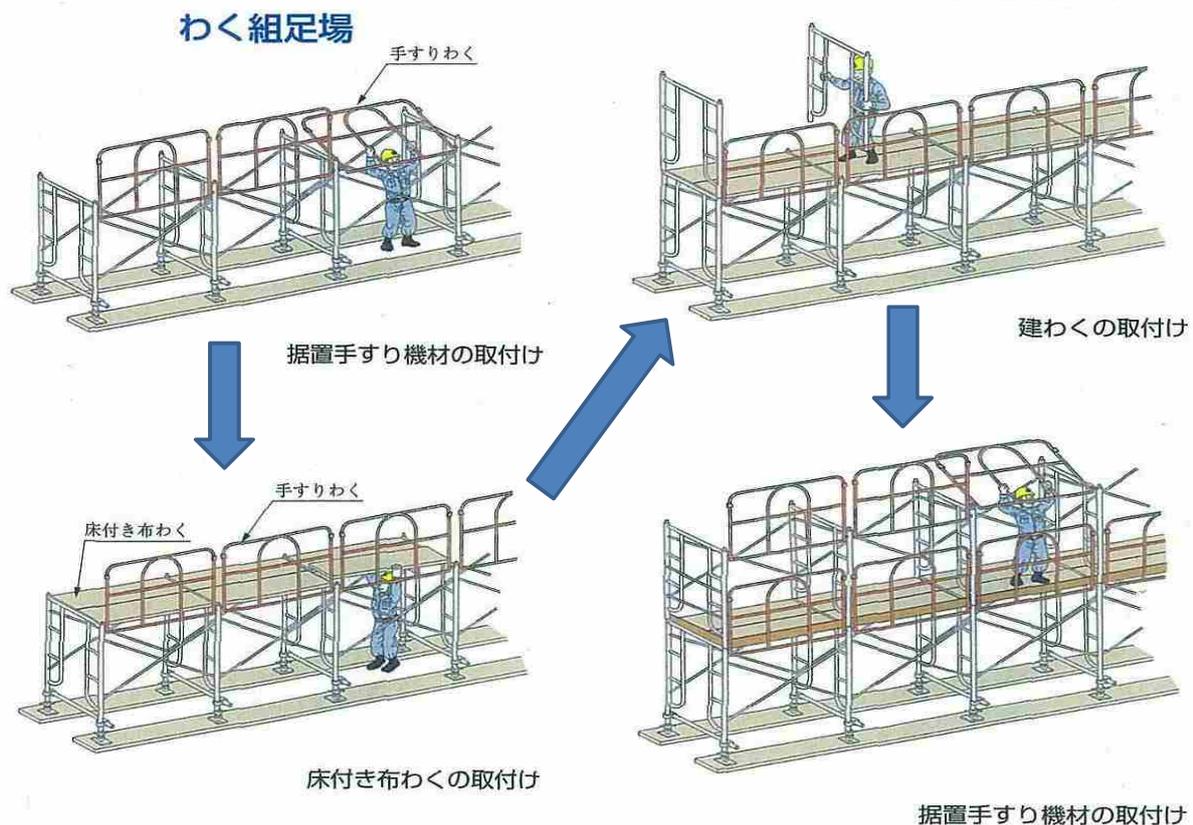
専用の建わくと手すりわくの組合せによるタイプや、手すりが建わくと一体になっているタイプがあります。



手すり先行専用足場方式の例

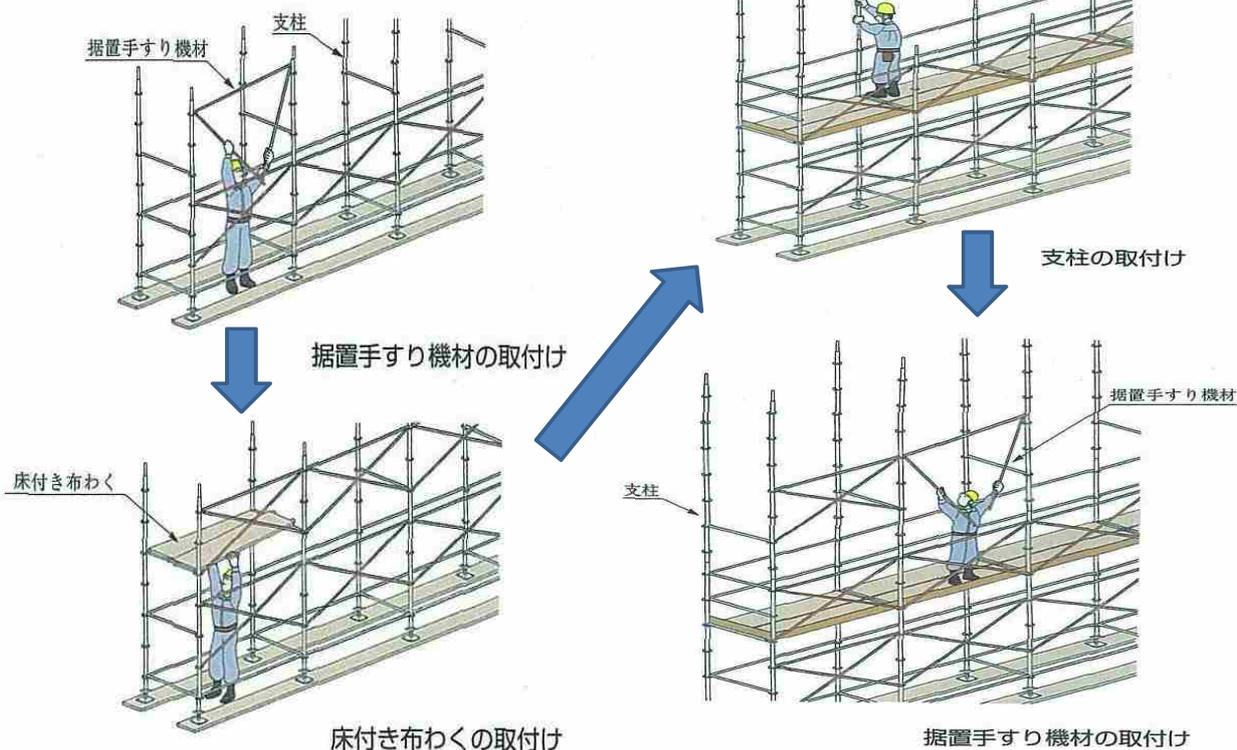
(注)くさび緊結式足場については、わく組足場よりも組立て等に注意を要することから(社)仮設工業会から「くさび緊結式足場用の組立て及び使用に関する技術基準」が示されています。

手すり据置方式の組立て手順例



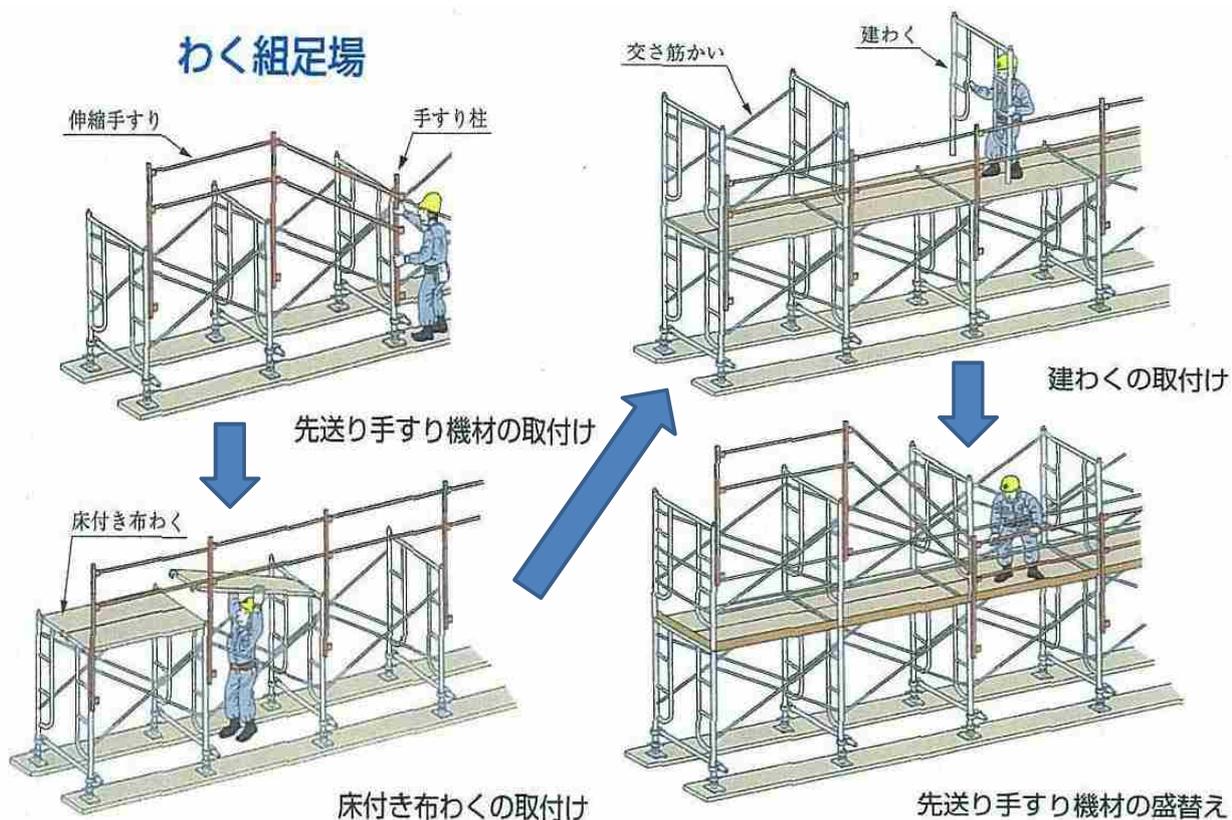
手すり据置方式の組立て手順例

くさび緊結式足場

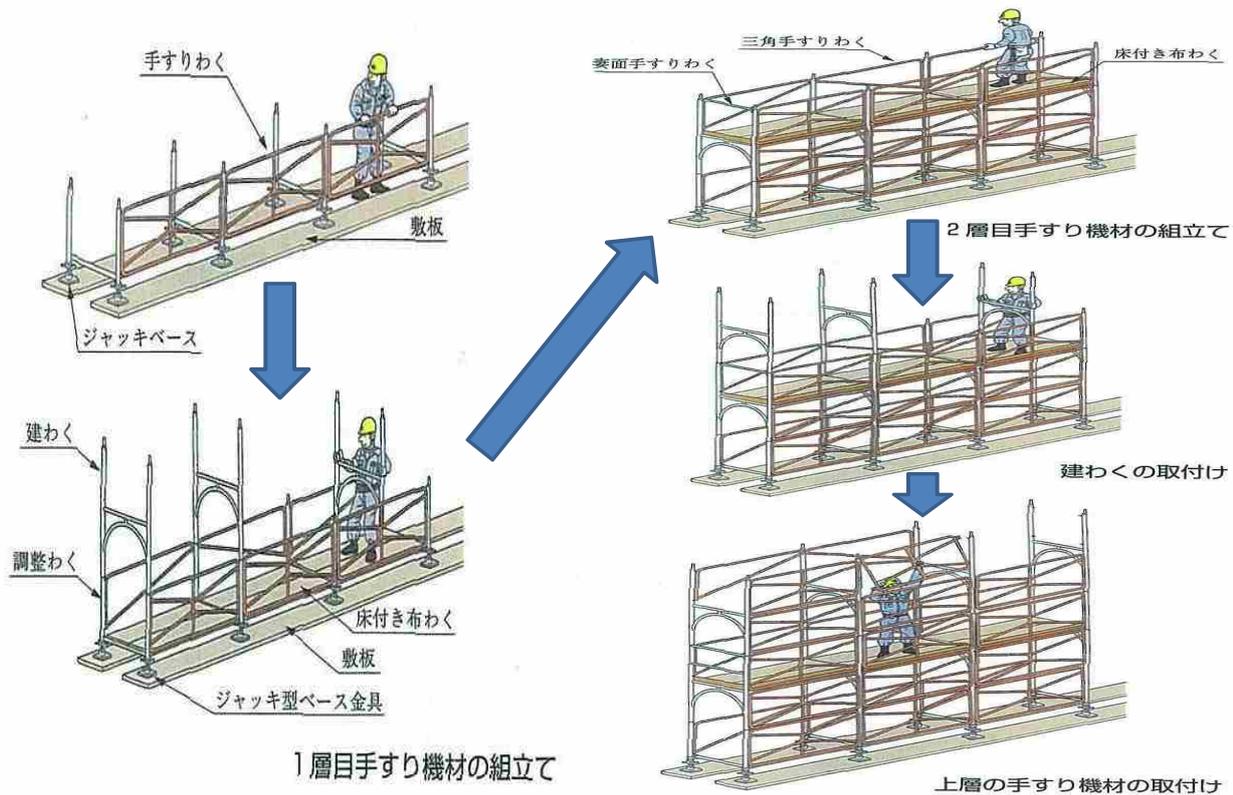


手すり先送り方式の組立て手順例

わく組足場



手すり先行専用足場方式の組立て手順例



4.はしごや脚立からの墜落・転落災害防止対策について

全産業での休業4日以上の墜落・転落災害において
「はしご等」：はしご、脚立、作業台などを【起因物】
とするものが最も多く23%を占めている。

【傷病部位別】

下肢と上肢で、全体の半数以上を占めている。

【傷病別】

骨折が全体の約3分の2を占め、重篤な災害につながりやすい。

『はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！』(抜粋)のリーフレットを参照(次ページ以降)

はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！

はしごや脚立は、ごく身近な用具であるため、墜落・転落の危険をそれほど感じずに使用する機会が多いのではないのでしょうか。しかし、過去の災害事例を見ると、骨折などの重篤な災害が多数発生し、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありません。

このパンフレットを参考に、安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用してください。

ポイント 1 はしごや脚立に関する**災害発生原因の特徴を踏まえた安全対策をとり、想定される危険を常に予知しながら、はしごや脚立を使用**しましょう。

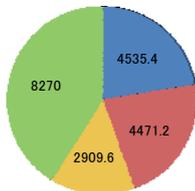
ポイント 2 はしごや脚立は、足元が不安定になりやすく危険です。まず、代わりとなる**床面の広いローリングタワー（移動式足場）や作業台などの使用を検討**しましょう。

「はしご等」に関する災害（死傷および死亡）全国

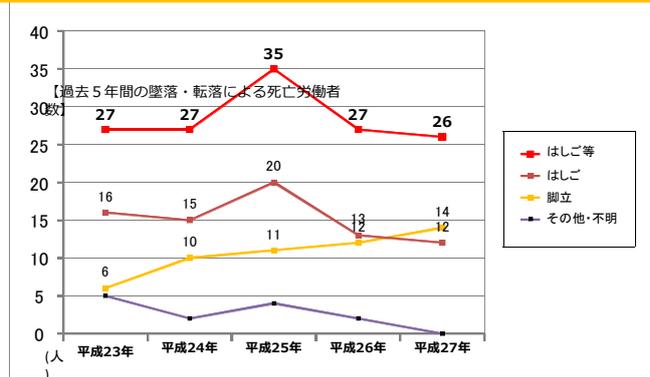
※「はしご等」：はしご、脚立、作業台など

①「はしご等」は墜落・転落災害の原因で最も多い
(平成23年～27年 5年平均)

出典：労働者死傷病報告



トラック



ポイント1

典型的な災害発生原因（墜落・転落死亡災害例）

はしご

No. 1 はしごの上でバランスを崩す

【事例】はしごから身を乗り出して作業したところ、バランスを崩して墜落した。

ワンポイント対策例

はしごでの作業を選択する前により安全な代替策を検討する。



脚立

No. 1 脚立の天板に乗りバランスを崩す

【事例】脚立の天板に乗って作業したところ、バランスを崩して背中から墜落した。

ワンポイント対策例

天板での作業は簡単にバランスを崩しやすいので禁止。より安全な代替策を検討する。

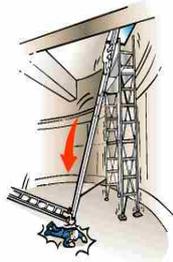


No. 2 はしごが転位する

【事例】はしごを使って降りようとしたところ、はしご脚部下端の滑り止めが剥がれており、はしごが滑ってそのまま墜落した。

ワンポイント対策例

定める。
また、滑り止め箇所の点検を怠らない。



No. 2 脚立にまたがってバランスを崩す

【事例】脚立をまたいで乗った状態で蛍光灯の交換作業をしていたところ、バランスを崩し階段に墜落した。

ワンポイント対策例

作業前に周りに危険箇所がないか確認し、安全な作業方法を考えること。
なお、脚立にまたがった作業は一旦バランスが崩れたら身体を戻すのが非常に難しい。
脚立の片側を使って作業すると、3点支持(*)がとりやすい。



No. 3 はしごの昇降時に手足が滑る

【事例】はしごが水で濡れていたため、足元が滑って墜落した。
(耐滑性の低い靴を使用)

ワンポイント対策例

踏み面に滑り止めシールを貼る。
耐滑性の高い靴（と手袋）を使用する。



No. 3 荷物を持ちながらバランスを崩す

【事例】手に荷物を持って脚立を降りようとしたところ、足元がよろけて背中から墜落した。

ワンポイント対策例

身体のバランスをしっかりと保持するよう、昇降時は荷物を手に持たず、3点支持を守る。

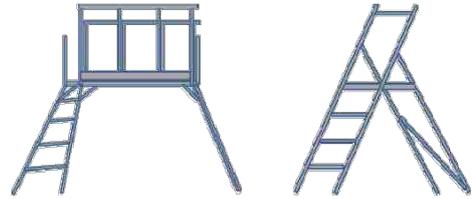


(※) 3点支持とは、通常、両手・両足の4点のうち3点により身体を支えることを指すが、身体の重心を脚立にあずける場合も、両足と併せて3点支持になる。

以下の2点について検討してみましょう

- はしごや脚立の**使用自体を避けられない**ですか？
- 墜落の危険性が相対的に低い**ローリングタワー（移動式足場）、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車など**に変更できないですか？（※）

【可搬式作業台(例)】 【手すり付き脚立(例)】



（※） 足元の高さが2m以上の箇所で作業する場合には、原則として十分な広さと強度をもった作業床や墜落防止措置（手すり等）を備えた用具を使用してください。

特に、はしごは原則昇降のみに使用してください。

十分に検討しても他の対策が取れない場合に限って、
はしごや脚立の使用を、安全に行ってください。

ポイント2 続き

移動はしごの安全使用のポイント

- はしごの上部・下部の固定状況を確認してるか（固定できない場合、別の者が下で支えているか）
- 足元に、滑り止め（転位防止措置）をしているか
- はしごの上端を上端床から60cm以上突出しているか
- はしごの立て掛け角度は75度程度か。



こういった後付けの安全器具もあります

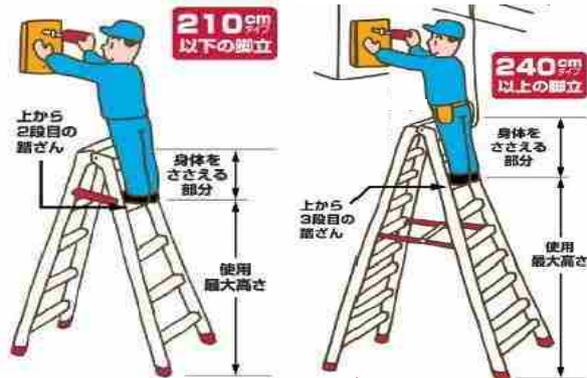
【はしご支持・手摺金具】

【はしご足元安定金具】

安全ブロック
(ストラップ式の
墜落防止器具)



脚立の安全使用のポイント



※高さ2m以上の作業時は、ヘルメットだけでなく安全帯も着用しましょう！

©軽金属製品協会
(無断転用禁止)

「労働安全衛生規則」で定められた主な事項

移動はしご（安衛則第527条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

脚立（安衛則第528条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のもの、角度を確実に保つための金具等を備える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

5. 墜落制止用器具(安全帯)にかかる規則改正について

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！
～安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします～

厚生労働省は、建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について、
以下のような改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

今回の改正等のポイント

(1) 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します

(安衛令(注1)の改正)

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。

「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

	安全帯		墜落制止用器具
①	胴ベルト型（一本つり）	○→	胴ベルト型（一本つり）
②	胴ベルト型（U字つり）	×→	×
③	ハーネス型（一本つり）	○→	ハーネス型（一本つり）

②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることとなります。

※ 「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていた胴ベルト型（U字つり）は含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

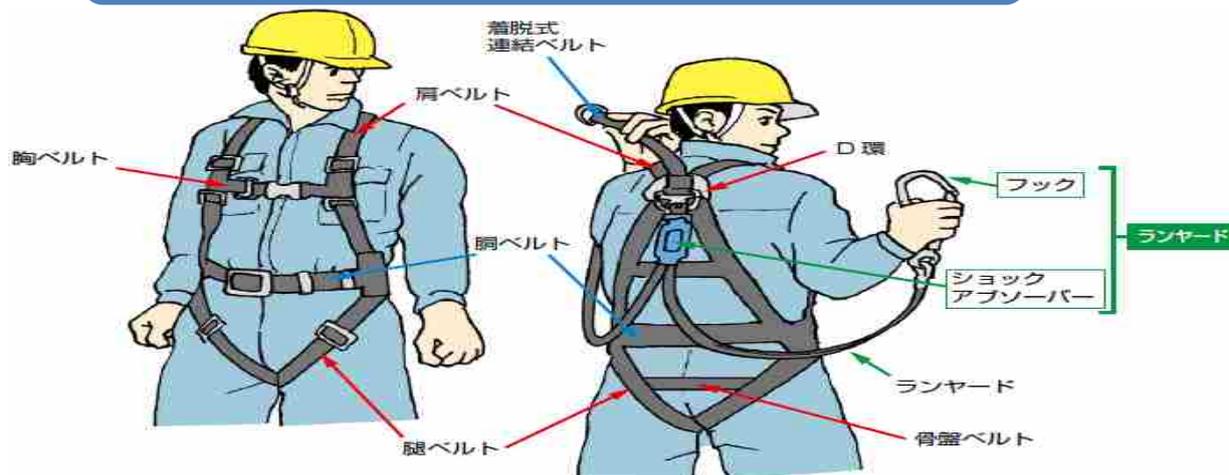
(注1)労働安全衛生法施行令

(2) 墜落制止用器具は「フルハーネス型」 を使用することが原則となります

(安衛則(注2)等の改正、ガイドライン(注3)の策定)

墜落制止用器具はフルハーネス型の使用が原則
ただし、高さが6.75m以下は「胴ベルト型(一本つり)」を使用
することができる。

フルハーネス型墜落制止用器具



(注2)労働安全衛生規則 (注3)墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン

【フルハーネス型の主な特徴】

- ① 肩や腿(もも)、胸などの複数のベルトで構成され、
これによって身体が墜落制止用器具から抜け出すこと、
胸部・腹部を過大に圧迫するリスクを低減する
機能
- ② 宙つり状態でも身体の重心位置(腰部付近)より
頭部側にD環を維持するため、着用者の姿勢が
“くの字” “逆さま姿勢” になることを防止する
機能



胴ベルト型安全帯による「くの字」、「逆さま姿勢」

【ショックアブソーバー付きランヤードの主な機能】

- ① 墜落阻止時に発生する衝撃荷重を大幅に低減
- ② 墜落阻止時における作業床等への接触・摩擦に起因するラ
ンヤードの切断を抑制
- ③ 墜落阻止時の安全帯取付設備に作用する荷重を低減

(3)「安全衛生特別教育」が必要です

(安衛則・特別教育規程(注4)の改正)

以下の労働者は、特別教育（学科4.5時間、実技1.5時間）を受けなければなりません。

墜落の危険がある作業のうち「特に危険性の高い業務」を行う労働者。

「特に危険性の高い業務」とは、高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合で、フルハーネス型を使用して行う作業（ロープ高所作業を除く）などの業務をいう。

(注4)安全衛生特別教育規程

政令等の改正について

【改正の背景】

建設業等の高所作業において使用される胴ベルト型安全帯は、墜落時に内臓の損傷や胸部等の圧迫による危険性が指摘されており、国内でも胴ベルト型の使用に関わる災害が確認されています。また、国際規格等では、着用者の身体を肩、腰部、腿などの複数箇所保持するフルハーネス型安全帯が採用されています。

このため、厚生労働省では、現行の安全帯の規制のあり方について検討を行う専門家検討会を開催し、その結果※を踏まえ、安全帯の名称を「墜落制止用器具」に改め、その名称・範囲と性能要件を見直すとともに、特別教育を新設し、墜落による労働災害防止のための措置を強化しました。また、墜落制止用器具の安全な使用のためのガイドラインも策定しています。

なお、墜落制止用器具の構造規格については、2019(平成31)年1月頃に告示する予定です。

※ 墜落制止用の個人用保護具に関する規制のあり方に関する検討会報告書（平成29年6月13日・厚生労働省取りまとめ）

「墜落制止用器具」への名称変更（安衛令第13条）

安衛則、ボイラー則、クレーン則、ゴンドラ則及び酸欠則を改正し、次の規定について「安全帯」を「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具（要求性能墜落制止用器具）」に改めます。

- ① 「安全帯」を労働者に使用させることを事業者~~に義務付けることを内容としている規定及び当該規定と関係する規定~~
- ② 作業主任者等に「安全帯」の使用状況の監視や機能の点検等を義務付けることを内容とする規定

★墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具の選定要件について

2019(平成31)年1月に改正される予定の「安全帯の規格」と、本紙掲載の「ガイドライン」において規定されます。

経過措置（猶予期間）

安全帯の規制に関する政省令・告示の改正は、下の表のようなスケジュールで公布・告示され、施行・適用される予定です。フルハーネス型を新たに購入される事業者は、購入の時期にご留意下さい。

現行の構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）を使用できるのは2022(平成34)年1月1日までとなります。

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(平成32)年				2021(平成33)年				2022(平成34)年以降
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
政令改正	★公布				★施行日(2月1日)												★完全施行日(1月2日～)
省令改正	★公布				★施行日(2月1日)												
改正法令に基づく墜落制止用器具の使用					使用可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行法令に基づく安全帯の使用が認められる猶予期間	使用可能 (2022(平成34)年1月1日まで)															×	
安全帯の規格改正（予定）					★適用日①(2月1日) ★適用日②(8月1日)												
改正構造規格に基づく墜落制止用器具の製造・販売	製造可能				製造・販売可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行構造規格に基づく安全帯の製造・販売が認められる猶予期間	製造・販売可能								販売可能								×
特別教育規程の改正	★告示				★適用日(2月1日)												

特別教育（安衛則第36条、特別教育規程第24条）

安衛法第59条第3項の特別教育の対象となる業務に、「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところ(★)において、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く。)」が追加されます。

特別教育の対象となる業務を行う者は、下表Ⅰ～Ⅴの科目(学科4.5時間、実技1.5時間)合計6時間を受講する必要がありますが、例外として、以下の場合の一部の科目を省略することができます。

【受講を省略できる条件】

フルハーネス型墜落制止用器具の使用等に関して十分な知識及び経験を有すると認められる者については、下記のとおり学科・実技の一部の科目を省略することが可能です。

- ① 適用日時点において(★)の場所でフルハーネス型を用いて行う作業に6月以上従事した経験を有する者は、Ⅰ、Ⅱ、Ⅴを省略できます。
- ② (★)の場所で胴ベルト型を用いて行う作業に6月以上従事した経験を有する者は、Ⅰを省略できます。
- ③ ロープ高所作業特別教育受講者又は足場の組立て等特別教育受講者は、Ⅲを省略できます。

なお、適用日(2019(平成31)年2月1日)より前に、改正省令による特別教育の科目の全部又は一部について受講した者については、当該受講した科目を適用日以降に再度

特別教育の内容

学科科目	範 囲	時 間
I 作業に関する知識	①作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 ②作業に用いる設備の点検及び整備の方法 ③作業の方法	1 時間
II 墜落制止用器具 (フルハーネス型のものに限る。以下同じ。) に関する知識	①墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 ②墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ③墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法 ⑤墜落制止用器具の関連器具の使用方法	2 時間
III 労働災害の防止に関する知識	①墜落による労働災害の防止のための措置 ②落下物による危険防止のための措置 ③感電防止のための措置 ④保護帽の使用方法及び保守点検の方法 ⑤事故発生時の措置 ⑥その他作業に伴う災害及びその防止方法	1 時間
IV 関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間
実技科目	範 囲	時 間
V 墜落制止用器具の使用 方法等	①墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ②墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法 ③墜落による労働災害防止のための措置 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法	1.5時間

学科・実技科目 合計時間 6 時間

ガイドラインのポイント

厚生労働省は、墜落制止用器具の適切な使用による一層の安全対策の推進を図るため、今回の、一連の安全帯に関する規制の見直し等を一体的に示した「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」を策定しました。主なポイントは以下のとおりです。

適 用 範 囲

- このガイドラインは、墜落制止用器具を使用して行う作業に適用する。

用 語

●自由落下距離

作業者がフルハーネス又は胴ベルトを着用する場合における当該フルハーネス又は胴ベルトにランヤードを接続する部分の高さからフック等の取付設備等の高さを減じたものにランヤードの長さを加えたものをいう。

(右図のA)

●落下距離

作業者の墜落を制止するときに生ずるランヤード及びフルハーネス又は胴ベルトの伸び等に自由落下距離を加えたものをいう。(右図のB)

●垂直親綱

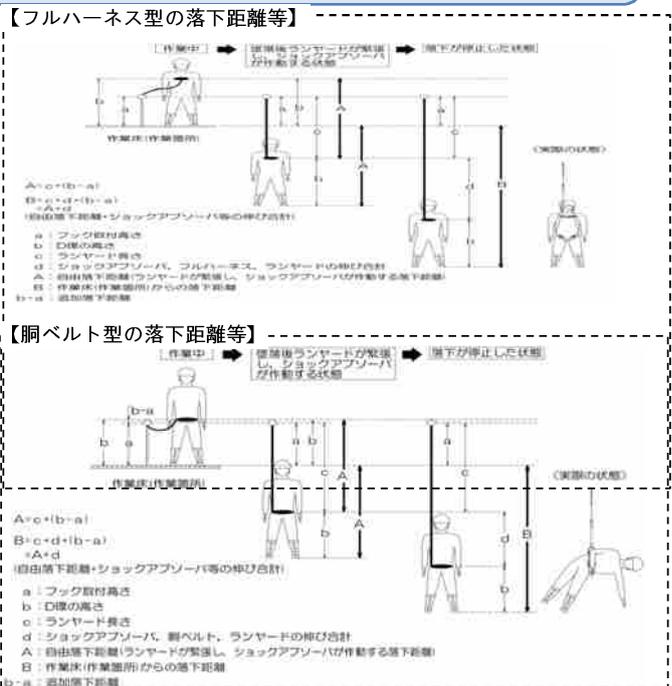
鉛直方向に設置するロープ等による取付設備。

●水平親綱

水平方向に設置するロープ等による取付設備。

●ワークポジショニング作業

ロープ等の張力により、U字つり状態などで作業者の身体を保持して行う作業。



要求性能墜落制止用器具の選定

- 「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具(要求性能墜落制止用器具)」の選定要件は以下のとおりです。これらの要件は、2019(平成31)年1月に改正される予定の「安全帯の規格」とガイドラインにおいて規定されます。

「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具」の選定要件

次ページに掲載のガイドライン※抜粋もご参照ください。

要件① 7.5mを超える箇所では、フルハーネス型を選定

2m以上の作業床がない箇所又は作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所の作業での墜落制止用器具は、フルハーネス型を使用することが原則となります。

ただし、フルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合(高さが6.75m以下)は、胴ベルト型(一本つり)を使用することができます。

※ 一般的な建設作業の場合は5mを超える箇所、柱上作業等の場合は2m以上の箇所では、フルハーネス型の使用が推奨されます。

※ 柱上作業等で使用されるU字つり胴ベルトは、墜落制止用器具としては使用できません。U字つり胴ベルトを使用する場合は、フルハーネス型と併用することが必要となります。



要件② 使用可能な最大重量に耐える器具を選定

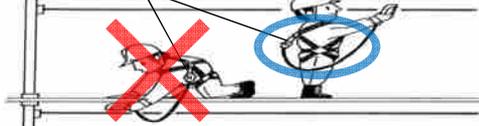
墜落制止用器具は、着用者の体重及びその装備品の重量の合計に耐えるものでなければなりません。(85kg用又は100kg用。特注品を除く。)



要件③ ショックアブソーバは、フック位置によって適切な種別を選択

ショックアブソーバを備えたランヤードについては、そのショックアブソーバの種別が取付設備の作業箇所からの高さ等に応じたものでなければなりません。(腰より高い位置にフックを掛ける場合は第一種、足元に掛ける場合は第二種を選定します。)

第一種ショックアブソーバ



第二種ショックアブソーバ



【墜落制止用器具の選定要件(ガイドライン抜粋)】

○ 墜落制止用器具の選定

- ・ 墜落制止用器具は、フルハーネス型を原則とすること。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合の対応として、胴ベルト型の使用が認められること。
- ・ 胴ベルト型を使用することが可能な高さの目安は、フルハーネス型を使用した場合の自由落下距離+ショックアブソーバの伸び+1m(=6.75m)以下としなければならないこと。

○ 一般的な建設作業等(ワークポジショニング作業を伴わない場合)

- ・ 腰の高さ以上にフック等をかけて作業できる場合には第一種ショックアブソーバ^{※1}を、足下にフック等をかけて作業する場合は、フルハーネス型を選定するとともに第二種ショックアブソーバを選定すること。
- ・ ランヤードは、標準的な条件における落下距離を確認し、適切なものを選定すること。
- ・ 墜落制止用器具には、使用可能な最大質量(85kg又は100kg。特注品を除く。)が定められているので、器具を使用する者の体重と装備品の合計の質量が使用可能な最大質量を超えないように器具を選定すること。
- ・ 胴ベルト型が使用可能な高さの目安は、建設作業等におけるフルハーネス型の一般的な使用条件^{※2}を想定すると、5m以下とすべきであること。これよりも高い箇所で行う場合は、フルハーネス型を使用すること。

○ 柱上作業等(ワークポジショニング作業を伴う場合)

- ・ ワークポジショニング用器具を使用して作業を行う際には、墜落制止用器具を併用する必要があること。
- ・ ワークポジショニング作業は、通常、フック等を頭上に取り付けることが可能であることから、フルハーネス型を選定すること。ただし、頭上にフック等を掛けられる構造物がないことによりフルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用も認められること。

使用方法

- 取扱説明書を確認し、安全に必要な部品が揃っているか確認し、緩みなく確実に装着すること。
- 墜落制止用器具の取付設備は、ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもので、墜落制止時の衝撃力に耐えるものであること。
- 墜落後にフック等に曲げの力が掛かることによる脱落・破損を防ぐためフック等の主軸と墜落時に掛かる力の方向が一致するよう取り付けること。
- 垂直親綱に墜落制止用器具のフック等を取り付ける場合は、親綱に取り付けたグリップ等の取付設備にフック等をかけて使用すること。取付設備の位置は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環の位置より下にならないようにして使用すること。

点検・保守・保管、廃棄基準

- 墜落制止用器具の点検・保守及び保管は、責任者を定める等により確実に行い、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録しておくこと。
- 一度でも落下時の衝撃がかかったものは使用しないこと。また、点検の結果、異常があったもの、摩耗・傷等の劣化が激しいものは使用しないこと。

6. 建設現場における火災による労働災害防止 について

平成30年7月27日付け 基安安発0727第1号
厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長通達

- 平成30年7月26日に東京都内のビル建設工事現場において火災が発生し、これにより現場で作業に従事していた5名が死亡し、約40名が負傷したところです。
- 本件災害については、現在所轄労働基準監督署等において調査を行っているところであり、災害発生原因等は特定されていませんが、報道等を踏まえると現場内での鋼材の溶断作業中に火花が断熱材に引火したことが原因と推定されるところです。
- つきましては、類似の火災による労働災害の発生を防止するため、下記事項について、会員事業場に周知されるとともに、対策の徹底を図られるようお願いいたします。

記

1 調査、確認

元方事業者は、新築工事にあつては、可燃性の断熱材（以下単に「断熱材」という）の施工計画の有無、既存建築物の改修工事等にあつては、断熱材の使用の有無に係る確認を行い、当該作業がある場合には断熱材の種類、特性について調査をすること。

2 施工計画、作業手順の作成等

元方事業者は、断熱材のある場所において火気を使用しない工事計画を策定すること。
また、既存建築物の改修工事等でやむを得ず断熱材の施工されている場所で火気を使用する作業を行う場合は、火気管理を含む作業計画を策定すること。
作業を行う事業者は作業手順書の作成及び元方事業者との調整を行うこと。

3 表示

断熱材の使用場所であること及び火気厳禁の表示を行うこと。断熱材の保管場所（仮置き場所を含む）についても同様であること。

4 防火対策

火気作業を行う事業者は、断熱材に対する不燃性シート等による遮蔽の実施、消火のための器具の配置等を行うこと。

5 整理整頓

作業場所の整理整頓を行い、原材料等を放置しないこと。

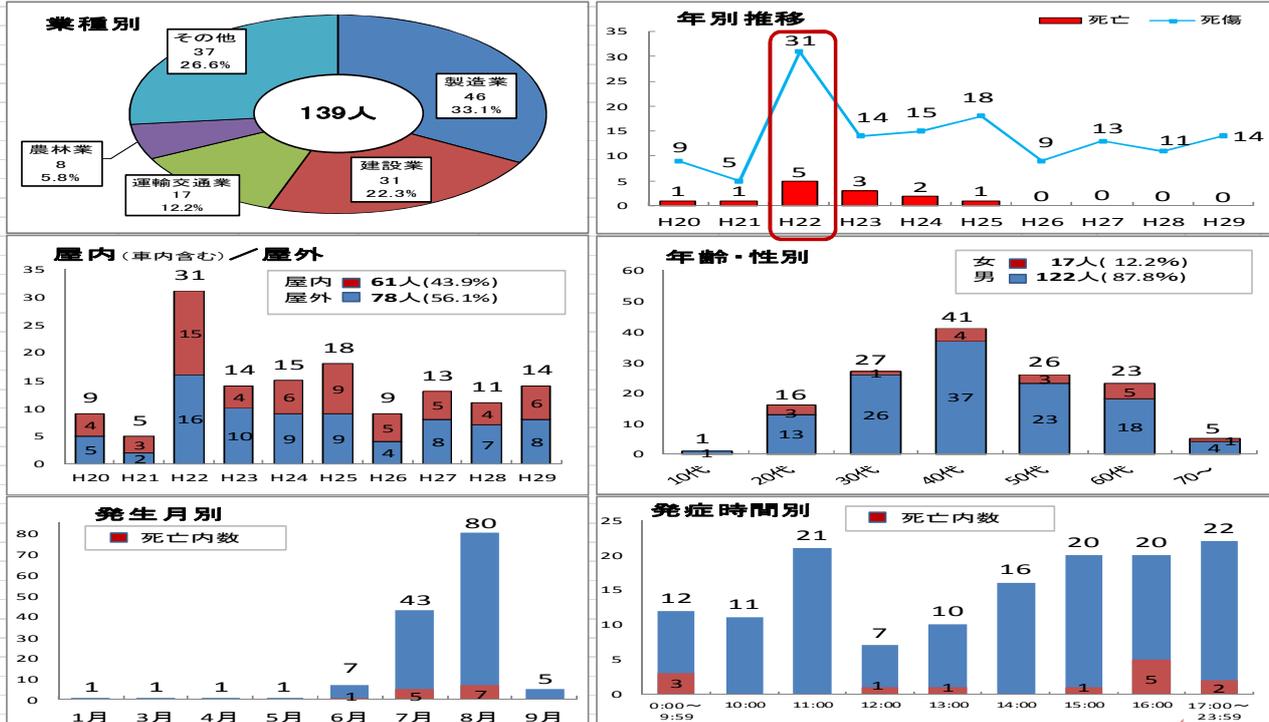
6 緊急時の措置

元方事業者は、火災発生等の緊急時の連絡方法、避難方法等についてあらかじめ定め関係事業者に周知するとともに、訓練を実施するなど、緊急時に備え万全の対策を講ずること。

7. 熱中症予防対策について

静岡県内の熱中症による死傷災害発生状況（平成20年～平成29年）

静岡労働局



分析結果

- ※1 業種別では、製造業が33.1%と最も多く、次いで建設業の22.3%。なお、全体的には建設業が最も多い。
 - ※2 死亡災害は、過去10年間で13件発生している。
 - ※3 作業場所は、屋外が56.1%、屋内が43.9%であり、屋外、屋内問わず発生している。
 - ※4 年齢別では、30～60歳代まで幅広く発生している。
 - ※5 発生月は、毎年6月頃から発生しており、8月がピークである。
 - ※6 発症時間は、作業中のみならず帰宅後に発症するケースなど様々であり、朝方に発症することもある。
- （参考）平成22年は記録的な猛暑により、静岡のみならず全国的に多発した年であり、5件の死亡災害は全国最多である。

（資料出所：労働者死傷病報告）

平成30年7月末現在
死亡者数 1人
死傷者数 10人

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

平成30年5月～9月

— 職場における熱中症死亡ゼロを目指して —

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業所でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取組みましょう！

●実施期間：平成30年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



事業場では、期間ごとに実施事項に重点的に取り組んでください。
確実に実施したかを確認し、□にチェックを入れましょう！

準備期間（4月1日～4月30日）

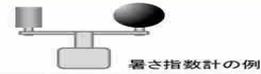
- 暑さ指数（WBGT値）の把握の準備
JIS規格「JIS B 7922」に適合した暑さ指数計を準備しましょう。
- 作業計画の策定等
暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう余裕を持った作業計画をたてましょう。
- 設備対策の検討
簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備や、ミストシャワーなどの設置により、暑さ指数を下げる方法を検討しましょう。
- 休憩場所の確保の検討
作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保しましょう。
- 服装等の検討
通気性のいい作業着を準備しておきましょう。クールベストなども検討しましょう。
- 教育研修の実施
熱中症の防止対策について、教育を行いましょ。
- 熱中症予防管理者の選任及び責任体制の確立
熱中症に詳しい人の中から管理者を選任し、事業場としての管理体制を整えましょう。

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP 1

☐ 暑さ指数（WBGT値）の把握

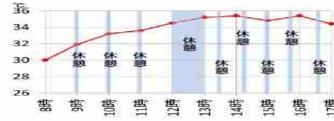
JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。



STEP 2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

- ☐ 暑さ指数を下げるための設備の設置
- ☐ 休憩場所の整備



- ☐ 涼しい服装等
- ☐ 作業時間の短縮

暑さ指数が高いときは、**作業の中止、こまめに休憩をとる**などの工夫をしましょう。

- ☐ 熱への順化

暑さに慣れるまでの間は**十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らし**ましょう。

- ☐ 水分・塩分の摂取

のどが渇いていなくても**定期的に水分・塩分**を取りましょう。



- ☐ 健康診断結果に基づく措置

①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。

- ☐ 日常の健康管理等

睡眠不足や前日の飲みすぎはないか、また当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。



- ☐ 労働者の健康状態の確認

作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。



STEP 3

熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視等により、次の事項を確認しましょう。

- ☐ 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- ☐ 各労働者が暑さに慣れているか
- ☐ 各労働者の体調は問題ないか
- ☐ 作業の中止や中断をさせなくてよいか
- ☐ 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか

☐ 異常時の措置

あらかじめ、近くの病院の場所を確認しておき、少しでも**異常を感じたらすぐに病院へ運ぶか、救急車を呼び**ましょう。

重点取組期間（7月1日～7月31日）

- ☐ 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- ☐ 特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
- ☐ 水分、塩分を積極的に取りましょう。
- ☐ 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- ☐ 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- ☐ 異常を認めたときは、ためらうことなく救急車を呼びましょう。



ご清聴ありがとうございました。